

Tax Analysis

横琴広東・マカオ高度協力区に関する新政策の公布 輸出入租税について

2024 年 1 月 3 日、財政部、税関総署及び国家税務総局は「横琴広東・マカオ高度協力区における貨物の輸出入にかかる租税政策に関する通知」（財関税[2024]1 号）と「横琴広東・マカオ高度協力区における個人手荷物と郵送物品にかかる租税政策に関する通知」（財関税[2024]2 号）を公布し、横琴広東・マカオ高度協力区（以下、「協力区」）における貨物、個人の手荷物及び郵送物品の輸出入にかかる租税政策を明確にした。また、税関総署は「中華人民共和国税関：横琴広東・マカオ高度協力区に対する監督管理弁法」を公布し、前述の貨物、物品の具体的な監督管理要求を明確にした。本 Tax Analysis では、上述文書における輸出入租税政策を重点的に説明し、税務・ビジネスの観点から、私どもの知見、考察とアドバイスを共有する。

貨物の輸出入政策の概要

財関税[2024]1 号は、協力区とマカオ特別行政区（以下、「マカオ」）間、協力区内部、協力区と中国大陆との間における貨物の流通に関わる税務処理および監督管理要件について定めた。その主要内容は下記の通りである。

表 1 横琴広東・マカオ高度協力区における貨物の輸出入租税政策のまとめ

分類		具体的な政策
「一線」輸出入（マカオと協力区との間の貨物移動を指す）	協力区内の企業による自社用機器、設備などの輸入	適格貨物について、輸入関税、輸入段階増値税及び消費税を免除し、減免税貨物に適用される監督管理年数を参照して管理する。リストに掲載されている除外商品は保税政策を適用する
	協力区内の企業によるその他の貨物の輸入	保税

Author :

Janet Zhang
Partner
Tel : +86 20 2831 1212
E-mail : jazhang@deloitte.com.cn

Shelly Ma
Director
Tel : +86 755 3353 8751
E-mail : shelma@deloitte.com.cn

Will Wang
Senior Manager
Tel : +86 20 2831 1157
E-mail : willkwang@deloitte.com.cn

分類	具体的な政策	
	「二線」輸入（中国大陆から協力区への輸入）時にすでに輸入関税が徴収された貨物の、「一線」経由の海外輸出	輸出関税を免除する
協力区内の流通または加工	保税貨物及びその加工製品の、協力区内主体間の流通（4種類の関税措置対象貨物 ¹ を除く）	保税
	保税輸入品またはその加工製品の、4種類の関税措置対象貨物に該当するもの	協力区で委託加工業務を行ってはならない。4種類の関税措置対象貨物に該当する原材料は、未加工のものは保税流通することができるが、加工後のものは保税流通してはならない
「二線」輸出入（中国大陆と協力区との間の貨物移動を指す。協力区内における貨物の個人への販売を含む）	免税または保税貨物及びその加工製品の、個人への販売及び「二線」経由の中国大陆への販売（4種類の関税措置対象貨物を除く）	輸入貨物として通関手続きを行い、 申告時の状態 に基づき、輸入関税、輸入段階増値税・消費税を徴収し、選択的関税徴収政策の適用対象外とする
	協力区内企業が非原産材料を使用して生産する「域内原産割合（RVC）30%以上の貨物」の、「二線」経由の中国大陆への輸入（4種類の関税措置対象貨物を除く）	輸入関税を免除し、規定に基づき輸入段階増値税・消費税を徴収する
	4種類の関税措置対象貨物に該当する輸入部材を用いて生産された製品の、個人への販売及び「二線」経由の中国大陆への販売	対応する輸入 部材 を対象として、関税の徴収と関税措置を実施し、貨物の 申告時の状態 に基づき、輸入段階増値税・消費税を徴収する
	協力区内で4種類の関税措置対象貨物に該当しない輸入部材を用いて生産された4種類の関税措置対象貨物に該当する製品の、個人への販売及び「二線」経由の中国大陆への販売	貨物の 申告時の状態 に基づき、輸入関税、輸入段階増値税・消費税を徴収し、関税措置を実施する
	「一線」輸入時に関税納付済み、または協力区内で関税、輸入段階増値税・消費税追納済み貨物の、「二線」経由の中国大陆への進入	輸入関税を徴収しない
	「二線」経由の中国大陆から協力区への貨物進入	輸出とみなし、増値税と消費税の税額還付を行い、輸出関税を徴収する（輸出関税の納税義務がある場合）。必要に応じて輸出通関申告などの税関手続きを行い、免税または保税監督管理措置を実施する

上表に記載されている政策のうち、以下の項目に留意することが推奨される。

1. 「一線」経由の自社用機器・設備などの輸入免税

財関税[2024]1号の規定によると、協力区とマカオの間（即ち「一線」）の輸出入貨物（協力区を経由する通過貨物を除く）に対して届出管理を実施する。協力区に登録され、かつ独立法人資格を有する企業（即ち、協力区内企業）などを

For more information, please contact:

Tax & Business Advisory Indirect Tax Services National Leader

Lily Li
Partner
Tel : +86 21 6141 1099
E-mail : lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Shu Tian
Partner
Tel : +86 10 8534 2338
E-mail : shutian@deloitte.com.cn

Customs and Global Trade Services

National Leader

Dolly Zhang
Partner
Tel : +86 21 6141 1113
E-mail : dozhang@deloitte.com.cn

Northern China

Mu, Betty Zheng
Director
Tel : + 86 10 8512 5698
E-mail : bemu@deloitte.com.cn

Eastern China

Liqun Gao
Partner
Tel : +86 21 6141 1053
E-mail : ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang
Partner
Tel : +86 20 2831 1212
E-mail : jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel : +86 23 8823 1208
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

¹協力区内主体による「一線」輸入貨物の内、関税割当管理、貿易救済措置、関税譲許停止・追加関税賦課、報復関税賦課を目的とする追加関税賦課措置（対米追加関税賦課物品の第1弾、第2弾の適用除外措置範囲内にあり、且つ適用除外措置の有効期限内である品目を除く）の実施対象は、「4種類の関税措置対象貨物」に該当する。

含む区内主体が自社用機器・設備（飛行機、自動車、船舶及びヨットなどの運搬具を含まない）、金型、上記商品の保守用部品、インフラ整備用物資（屋内装飾、内装用物資を含まない）を輸入する場合、輸入関税、輸入段階増値税・消費税を免除する。

上述した免税政策の適用対象商品に、「中華人民共和国輸出入税則（2023）」第 84、85、90 章、および第 95 章における税番 9508 項の商品（「一線」輸出入の免税対象外商品リストの掲載商品を除く）が含まれる。「一線」経由で協力区に進入する免税貨物に対して、減免税対象貨物の監督管理期限に基づき、その監督管理期限を設定する。監督管理期限未到来の免税貨物に対して、監督管理の事前解除または協力区における減免税制度適用対象輸入企業以外の企業への譲渡を申請する場合、減免税制度適用対象貨物の規定に従って、相応の輸入関税、輸入段階増値税・消費税を追納する。

財政部、税関総署などの機関は政策の安定性を確保しつつ、必要に応じて免税政策の適用対象である貨物と輸入業者の範囲を調整する。協力区執行委員会、拱北税関などの機関と共同で免税政策の適用対象輸入業者リストを作成し、動的に調整する。輸入業者は免税資格の放棄を自由に選択できるが、免税資格放棄後 36 ヶ月以内に、免税資格を申請することができない。

留意点として、税金を納付する必要があるという点では共通するものの、税関法令による免税措置は、保税制度による免税よりも優れるというのが、一般的な認識である。理由として、前者の場合、対象貨物は免税貨物向けの税関監督管理規定が適用され、税関監督管理期限の到来後、企業は税金を納付する必要なく対象貨物を自由に処置できるのに対して、後者の場合、税金の徴収猶予が与えられているのみであり、適用要件への適合状況が変われば、納税義務が発生する可能性がある。協力区と中国の他の総合保税区の政策を比較すれば分かるように、協力区の免税適用対象商品リストは中国の他の総合保税区と類似しており、その主要な内容はいずれも域内企業の自社用機器・設備及び部品、インフラ整備用物資である。海南自由貿易港と比較する場合、協力区と海南自由貿易港はいずれも、自身の所轄区域において重点的に奨励する産業を踏まえて免税適用対象商品リストを作成している。例えば、海南自由貿易港がポジティブリストを通じて、乗客車、航空機などの交通輸送、観光業に使用される運営用運搬具およびヨットを輸入免税適用対象範囲に組み入れている。

2. 国内販売の選択的関税徴収政策の適用対象外となるケースの明確化

国内販売の選択的関税徴収政策とは、税関特殊監督管理区域に設立された企業が生産・加工し、かつ「二線」（税関特殊監督管理地域とそれ以外の国内地域の間）経由で税関特殊監督管理地域以外の国内地域に販売する貨物に対して、企業は申請を経て「対象貨物に対応する輸入原材料に対する徴税」と「対象貨物の申告時の実際の状態に基づく徴税」から選択できる政策を指す。当該政策は 2020 年 4 月 15 日からすべての総合保税区に普及した。当該政策により、総合保税区内の企業は、上述した 2 つの納税方法から、有利な方を選択して納税することができる。

財関税[2024]1 号により、「二線」経由で協力区から中国大陆に販売される免税または保税貨物およびその加工製品に対して、申告時の実際の状態に基づき徴税し、選択的関税徴収政策の適用対象外となることが明確に定められた。

3. 非原産材料を使用して生産される「域内原産割合（RVC）30%以上の貨物」の「二線」輸入の関税免除

協力区内企業が非原産材料を使用して生産する「域内原産割合（RVC）30%以上の貨物」が「二線」経由で中国大陆に販売される場合、輸入関税を免除し、規定に従って輸入段階増値税・消費税を徴収する。軽微な作業或いは加工のみを経た貨物、および関連規定に従って輸入関税を徴収すべきその他の貨物は、この規定の適用対象外となる。免税要件である付加価値基準への適合状況は、下記の計算式で算出される域内原産割合に基づき判断される：
$$\left[\frac{(\text{貨物の国内販売価格} - \sum \text{国外から仕入れる原材料の輸入価格} - \sum \text{特殊監督管理区域以外の国内地域から仕入れる原材料の仕入価格})}{(\sum \text{国外から仕入れる原材料の輸入価格} + \sum \text{特殊監督管理区域以外の国内地域から仕入れる原材料の仕入価格})} \right] \times 100\% \geq 30\%。$$

類似した政策は海南省の洋浦保税港区においても実施されており、免税要件である付加価値基準への適合状況の判断に用いられる域内原産割合の計算式は両方とも同様のものが使用されているが、計算式の各要素の集計基準について、洋浦保税港区では、「洋浦保税港区内企業が非原産材料を使用せずに生産する貨物の洋浦保税港区以外の国内区域への販売に対して、輸入関税を免除する」など、より明確に定められているのに対して、財関税[2024]1 号通達では、明確な規定がなく、追って明確化（例：区内企業がその他の区内企業から仕入れる非原産材料を使用して生産する製品の域内原産割合はどのように計算すべきか。その他の区内企業による加工の付加価値分は対象製品の付加価値に算入すべきか、除外すべきか）が待たれる。また、関連する行政機関が域内原産割合の計算式における各要素の集計基準を定める際に、洋浦保税港区の政策を参考するか否かなど、政策の動向に留意することが推奨される。

4. 「4 種類の関税措置対象貨物」に対する特別規定

協力区内主体による「一線」輸入貨物の内、関税割当額管理²、貿易救済措置³、関税譲許停止・追加関税賦課⁴、報復関税賦課⁵を目的とする追加関税措置（対米追加関税賦課物品の第 1 弾、第 2 弾の適用除外措置範囲内にあり、且つ適用除外措置の有効期限内である品目を除く）の対象となる貨物（以下、「4 種類の関税措置対象貨物」）は、保税政策のみ適用される。

- 「二線」経由で輸入される保税輸入貨物又はその他の加工製品の内、4 種類の関税措置対象貨物に該当するものは、域内原産割合 30%以上を適用要件とする関税免除が適用されず、協力区内での委託加工業務を展開してはならない。
- 協力区内に輸入される原材料の内、4 種類の関税措置対象貨物に該当するものは、加工後は保税流通してはならないが、未加工であれば保税流通できる。その加工製品が個人に販売される場合、又は「二線」経由で中国大陆に販売される場合、対応する輸入原材料に対して関税の徴収と関税措置を実施し、貨物の申告時の状態に基づき、輸入段階増値税・消費税を徴収する
- 協力区内で 4 種類の関税措置対象貨物に該当しない輸入原材料を用いて生産された 4 種類の関税措置対象貨物に該当する製品の個人への販売及び「二線」経由の中国大陆への販売に対して、貨物の申告時の状態に基づき、輸入関税、輸入段階増値税・消費税を徴収し、関連する関税措置を実施する

税関特殊監督管理区域のその他の政策と違って、「4 種類の関税措置対象貨物」に対する特別規定はいずれも国内初であり、関税措置の意図する効果の回避、ひいては租税の回避を目的とした協力区向け優遇の濫用を防止するのに有効である。将来、当該規定は、中国のその他地域の政策制定時の参考となり、より多くの地域に普及することが予想される。

5. 「中国大陆から協力区に進入する貨物を輸出とみなす」規定

「二線」経由で中国大陆から協力区に進入する貨物を輸出とみなし、規定に従って輸入段階増値税・消費税の還付を実施し、輸出関税の課税対象である場合、輸出関税を徴収する。納税者は必要に応じて輸出通関申告などの税関手続きを行う。国家税務総局が公布した「横琴広東・マカオ高度協力区における増値税・消費税還付対象貨物の範囲調整に関する通知」（財税[2024]1 号）の規定により、中国大陆から協力区へ販売する一部の貨物（輸出入税則における合計 30 の章の商品が対象となる。詳細は財税[2024]1 号の添付を参照されたい）は、「輸出税額還付対象外貨物」と「免税対象貨物」に該当しないものの、その税額還付は認められない。また、同時に公布された「中華人民共和国税関：横琴広東・マカオ高度協力区監督管理弁法」では、「協力区と中国大陆の間に出入りする国内流通貨物・物品（輸入関税納付済みの貨物などを含む）に対して、税関は特殊監督管理を行わない」と述べられている。ただし、「国内流通貨物・物品」を明確に定義する規定はない。協力区における輸出税額還付対象範囲内の貨物について、企業が「二線経由の協力区への貨物進入として輸出通関申告を行い、増値税・消費税還付政策を適用する」スキームと、「輸出通関申告を行わず、国内流通貨物と見なし、増値税・消費税還付政策を適用しない」スキームから自由に選択できるか否かは、追って明確化が待たれる。

個人荷物と郵便物に関する政策の概要

財関税[2024]2 号通達では、「一線」経由で協力区に進入する（以下、「『一線』入区」）個人荷物と郵便物、及び「二線」経由で協力区から中国大陆に進入する（以下、「『二線』出区」）個人荷物と郵便物に関する課税政策が定められた。

「一線」入区段階について、「個人利用を目的とし、その数量が合理的水準を超えず、且つ税関管理規定に違反しない場合、関税を免除する（関税を免除しないと明確に規定された物品を除く）」と定められた。この規定は、協力区従業員

² 現在、中国の輸入関税割当管理対象商品は肥料、小麦、トウモロコシ、白米、砂糖、綿花、羊毛、スライバーを含む 8 品目である。関税割当額以外の輸入製品は関税割当税率が適用され、関税割当額超過分の輸入製品は、「中華人民共和国輸出入関税条例」に定められた税率が適用される。

³ 貿易の公平性と健全な競争秩序を維持するために、中華人民共和国商務部は、一部の輸入貨物に対してアンチダンピング、相殺関税、保障措置を含む貿易救済措置を実施する。貿易救済措置の対象品目は、中華人民共和国商務部が決定する。

⁴ 「一部の米国原産輸入品に対する関税譲許の中止に関する国务院関税税則委員会の通知」（税委会[2018]13 号）によると、中国の利益を守るため、中国から輸入された鉄鋼とアルミ製品を対象とする米国の追加関税賦課（「232 措置」）に対する報復措置として、国务院関税税則委員会は、一部の米国原産輸入品（例：果物とその加工品、豚肉とその加工品など 128 品目の輸入品）の関税譲許を中止し、現行適用されている関税税率に基づく課税の上で、追加関税を課すことを決定した。

⁵ 2018 年 4 月 4 日、米国政府は追加関税賦課対象品目リストを公布し、中国から米国に輸出された 1,333 品目の商品に対する 25%の追加関税賦課を決定した。米国の追加関税賦課に対する報復措置として、国务院関税税則委員会は一部の米国原産輸入品に対する追加関税賦課を決定し、対象品目を数回に分けて公布した。

員の出入区の便利を図り、マカオ居住者の就職と起業を後押しし、協力区の人材誘致を促進することを目的として、「一線」入区段階に免税措置を導入するものである。「二線」出区段階について、居住者に与えられる個人荷物と郵便物の関税免税枠を 5,000 人民元から 8,000 人民元まで引き上げた（1996 年以来の調整）。この措置は、協力区の発展を支援する政府の施策方針を反映しており、「経済と社会の発展上の必要に応じて政策を調整する」という政府の姿勢に対する社会の期待を高めている。優遇措置のほか、「免税措置を適用した物品は、個人利用に限定された最終商品となり、再販売してはならない」、「短期間に何度も国内外を往復する旅行者に対して、旅行の必需品のみ通関を許可する」など、監督管理の強化を目的とした規定も盛り込まれている。

財関税[2024]2 号に記載されている「協力区から中国大陆へ進入する物品の政策」と現行の一般政策を比較し、下表の通りまとめた。

表 2 居住者個人の入国物品に関する政策の比較

免税枠に関する規定		免税枠超過分の取り扱い	免税枠
郵便物の差出し	協力区の規定	「一線」入区：言及されていない 「二線」出区：個人利用の範疇から逸脱しているか、その数量が合理的水準を超えている場合、輸入貨物として関税を徴収する	「一線」入区：「免税枠に関する規定」を参照 「二線」出区：言及されていない
	一般規定	免税枠を超える場合、返送手続きを行うか、個人の入国物品に関する規定に従い通関手続きを行う 免税枠を超えており、包みに含まれる物品が 1 つのみであり、且つ分割できない場合、税関の検査を経て個人利用目的のものと認められる場合、個人の入国物品に関する規定に従い通関手続きを行う	関税の金額が 50 人民元以下の物品は、関税の徴収が免除される
旅行者の携帯品	協力区の規定	「一線」入区：言及されていない 「二線」出区：個人利用の範疇から逸脱しているか、その数量が合理的水準を超えている場合、輸入貨物として関税を徴収する	「免税枠に関する規定」を参照
	一般規定	個人利用目的のものと認められる場合、免税枠超過分に対して関税を徴収する 携帯品が 1 つのみであり、且つ分割できない場合、全額で関税を徴収する	「免税枠に関する規定」を参照

考察とアドバイス

全体的に、今回の横琴広東・マカオ高度協力区における貨物、個人手荷物と郵送物品にかかる租税政策は、海南洋浦保税港区、洋山特殊綜合保税港区などのその他の税関特別監督管理区域の既存政策を踏まえて、協力区における実際の状況に応じて調整と最適化を施されたものである。先日、国家發展改革委員会から公布された「中華人民共和國税関：横琴広東・マカオ高度協力区全体發展計画」、及び税関総署から公布された「中華人民共和國税関：横琴広東・マカオ高度協力区監督管理弁法」等の文書から見て、協力区の発展に関する模索が重要な段階に入ったと考えられる。

協力区は広東・香港・マカオ大湾岸圏の中でも重要な特殊区域の一つであり、国内外の投資家にとって、どのように協力区の優遇政策をフル活用して、マカオでの事業展開を積極的に検討すべきかは、注目すべき課題である。国内外の投資家は、優遇政策によるメリットを十分に享受し、グループの経営効率を高めるために、協力区の發展動向に注目し、事業スキームを慎重に検討し、取引プロセス全般を整理することが推奨される。

デロイト中国は引き続き広東・香港・マカオ大湾岸圏全体の地域計画と関連地域への支援政策に留意し、私どもの所見と考察を共有いたします。私どもは、広東・香港・マカオ大湾岸圏に関連する様々なプロフェッショナルサービスとツールをご提供しており、また、各地域の政府と協力してビジネス環境の改善に努め、各業界の投資家の広東・香港・マカオ大湾岸圏における投資や協力をサポートしております。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

China

Victor Li

Tax Managing Partner
Tel : +86 755 3353 8113
Fax : +86 755 8246 3222
E-mail : vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiaoli Huang

Partner
Tel : +86 10 8520 7707
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : xiaolihuang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner
Tel : +86 21 6141 1059
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang

Partner
Tel : +86 20 2885 8608
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner
Tel : +86 23 8823 1208
Fax : +86 23 8857 0978
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

China National Tax Technical Centre

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

China National Tax Technical Centre
Partner
Tel : +86 10 8520 7511
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner
Tel : +86 21 6141 1262
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel : +86 28 6789 8008
Fax : +86 28 6317 3500
E-mail : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director
Tel : +86 20 2831 1369
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Chik, Doris Wai Chi

Partner
Tel : +852 2852 6608
Fax : +852 2543 4647
E-mail : dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京
浦野 卓矢
Partner
Tel : +86 10 8512 5524
Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海
板谷 圭一
Partner
Tel : +86 21 6141 1368
Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州
左 迪
Partner
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte China（デロイト中国）は、中国の改革開放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の **30** 都市において **2** 万人以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、ビジネスアドバイザー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

Deloitte（デロイト）ブランドは **1845** 年に誕生し、**1978** 年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在 **150** 以上の国や地域に広がっています。**Deloitte**（デロイト）は、「**To make an impact that matters**」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の変革と成功を支援し、人材を受け入れるために未来を迎える力を生かし、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（「**DTTL**」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数を指します。**DTTL**（または「**Deloitte Global**」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。**DTTL** および **DTTL** の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。**DTTL** はクライアントへのサービス提供を行いません。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは **DTTL** のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける **100** を超える都市にてサービスを提供しています。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは **DTTL** のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける **100** を超える都市（オークランド、バンコク、北京、バンガロール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソール、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、**DTTL**、そのグローバルネット